

発委第 2 号

八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

令和7年3月7日

提 出 者

議会運営委員会委員長 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

別紙

八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成23年八雲町条例第22号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>（停止されていた議員報酬及び期末手当の支給）</p> <p>第8条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したとき又は<u>禁錮</u>以上の刑に処せられる判決が確定して、その執行猶予の言い渡しを受けたとき（罰金刑のみときも含む）は、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。</p>	<p>（停止されていた議員報酬及び期末手当の支給）</p> <p>第8条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したとき又は<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられる判決が確定して、その執行猶予の言い渡しを受けたとき（罰金刑のみときも含む）は、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。</p>
備考 改正部分は、下線部及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。